## 令和5年度 共同生活援助 指摘事項一覧

	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	勤務体制の確保		都条例第155号第197条第1項、 障発第1206001号第十五の3(8)①	1
			都条例第155号第197条第3項、 障発第1206001号第十五の3(8)②	2
			都条例第155号第197条第6項、 障発第1206001号第十五の3(8)④	2
2	秘密保持等	一部の使来有について、他省体持寺に除る必安は恒度が譲しられていませんでした。住戦中及の返   神後も利用者又はその家族の秘密を得さまことがないとう。歩約書竿をみわまなどの世界を護じて/	都条例第155号第199条で準用する第36条第 1項及び第2項、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用す る第三の3(27)①及び②	7
		他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者又はその利用者の家族に関する情報を提供しているにもかかわらず、文書により当該利用者の家族の同意を得ていませんでした。サービス担当者会議等において、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るようにしてください。	3項、	6
3	事故報告	事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりませんが、発生した事故の報告が行われていませんでした。東京都における事故報告の取扱要領を再度確認し、報告対象となる事故が発生した際には漏れのないように報告してください。	1項、	1
4	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	支援法第51条の2第1項及び第2項第1号、 支援法施行規則第34条の27第1項第1号及 び第34条の28第1項	1
5	金銭管理	法人又は事業所としての預り金等の管理規程を定めていませんでした。法人又は事業所としての預り 金等の管理規程を定め、適切に管理を行ってください。	東京都障害者グループホーム運営の指針第一	2
6	領収証	ついては、利用者負担額等の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付してください。		1
7	法定代理受領通知	又稿決定障害有等に対し、国該又稿決定障害有等に係るが護稿が負の観を通知していませんでし	都条例第155号第199条で準用する第27条第 1項、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用す る第三の3(13)①	1

## 令和5年度 共同生活援助 指摘事項一覧

	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
8		虐待の発生及び再発を防止するための措置のうち、委員会が開催されておらず、研修が実施されていませんでした。必要な措置を講じてください。	都条例第155号第199条で準用する第40条の 2、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用す る第三の3(31)①及び③	1
9		身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければなりませんが、一部措置が不足している事例がありました。適切に講じるようにしてください。	都条例第155号第199条で準用する第35条の 2第3項、都条例規則第175号第4条の3第1 項、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用す る第三の3(26)②,③及び④	2
10	アセスメント			3
11		で、重度化した場合の対応に係る指針の内容を説明し、同意を得てください。	厚労告第523号別表第15の7の注7、 障発第1031001号第二の3(8)②	1
12	モニタリング		都条例第155号第199条で準用する第54条第7項、 障発第1206001号第十五の3(12)で準用する第四の3(7)②	1
13	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用されることから、改善が認められた月までの間、介護給付費等については、利用者全員について減算して請求してください。	厚告第523号別表第15の1注8、 障発第1031001号第二の1(12)	2
14	方明士 授	夜勤を行う夜間支援従事者を配置している記録がなく、また、夜間利用者に対して支援を行っている記録もありませんでした。 夜間支援等体制加算(I)を算定するために必要な事項を再度確認し、サービスを提供したことを適切に記録するなどの必要な措置を講じてください。	厚告第523号別表第15の1の5の注1、	1
15		就労施設に出勤しているにもかかわらずその日に当該加算を算定している事例及び、出勤予定ではない日に当該加算を算定している事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第523号別表第15の1の8の注2、 障発第1031001第二の3(8)①	1